

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

室戸市

2 構造改革特別区域の名称

室戸市生活改善・モジュール学習特区

3 構造改革特別区域の範囲

室戸市の全域

4 構造改革特別区域の特性

室戸市は、県都高知市の東方78kmに位置しており、東西18.6km、南北27.0kmのほぼ逆三角形を描いて太平洋に突出し、太古の地球の鳴動を思わせる海岸段丘、黒潮打ち寄せる海岸線と、大自然に包みこまれた、総面積248.25km²に、人口約18,000人が生活を営んでいる。

大化の改新後、室戸郷が置かれて以来の古い歴史を持ち、弘法大師による金剛頂寺、最御崎寺の建立などにより、東土佐文化の中心地として栄えてきた。また、藩政時代には網捕鯨の振興、津呂・室津港の開削が行われ、水産都市としての発展の礎が築かれ、先人たちのたゆまぬ努力により「海洋都市室戸」としての名は、広く全国に知られてきた。

しかし、少子・高齢化、価値観の多様化、高度情報化、国際化といった社会・経済情勢の変化や、年々厳しくなる財政状況の中で、本市においては、主たる産業であるまぐろ漁業が減船を余儀なくされ、他の既存産業も大きな飛躍が見込みにくく、人口の流出に象徴されるような困難を抱えている。

今、このような現状を打開し、21世紀における本市の都市像「うるおいと活力に満ちた海洋文化都市」を実現していくために、地域を支える人材がひとりでも多く育ち、明日の地域づくりにつながる、地域に根ざした教育の充実が強く求められている。

教育委員会では、そのような地域の期待に応えるべく、将来的に地域社会の担い手となる子ども達の「生きる力」の基盤強化のため、小・中学校における基礎学力の定着と向上に力を入れてきた。

平成18年度からは、小学校については「室戸市学力向上総合支援事業」及び「室戸市保・小連携事業」等により、各校の様々な角度からの学力向上の取り組みを支援。中学校については文部科学省委託事業「新教育システム開発プログラム事業」等により、学力作りの土台となる生徒の生活リズムを整える取り組みと「読み・書き・計算」の徹底反復学習に着手。市内全中学校の代表者からなる室戸市学力向上研究推進委員会を組織し、取り組み内容の研究や工夫改善にも取

り組んできた。

また、平成19年度には、各中学校の取り組みの内容拡充にあたり、当該時間確保のために、現行の学習指導要領の基準によらない教育課程の編成が必要な学校もでてきたことから、市内中学校数校が1年間のみの研究開発学校の指定を受けて、モジュール授業を開設しているところである。(注：モジュールとは、寸法或いは機能の単位という意味を持つことばである。本市におけるモジュール授業とは、1単位時間を10～25分程度に刻んで、読み書き計算の徹底反復学習を行う授業を指す。)

平成18・19年度の実践成果として、百ます計算・国語・数学・英語の基礎基本の徹底反復の取り組みによって、多くの生徒について、基礎的な知識及び技能が定着し、つまづいていた課題を克服した状況も見られ、今後とも継続的な取り組みが必要とされる状況にある。

5 構造改革特別区域計画の意義

中学生の学力・学習意欲における今日的課題は、地域や社会の変化による基本的な生活習慣確立の困難さと小学校段階からの学習内容の基礎基本定着不足によるところが大きく、この2点の改善は、子ども達の全面的な発達に強く影響を与えるものであると考える。

学校は、子ども達にとって友達と共に「学ぶ喜びを知る場」でなければならない。しかし、学習内容のつまづきの蓄積は、子ども達の日々の授業に対する意欲の低下や家庭学習を含めた自ら学ぶ意欲の喪失をも招いている。子ども達の学ぶ意欲の喪失は、子ども達の自信や自らを向上させる意欲をも喪失させる。更には、生徒指導上の諸問題を増幅させる要因にもなっている。砂の上に強固な建物は建てることは難しい。強固で安定した土台(基礎基本)があってはじめて、強固な建物(応用・発展・課題発見・自己解決)を築くことができる。

家庭・学校・地域が連携し、子ども達の生活環境を整える取り組みを進めるとともに、「読み書き計算」徹底反復学習の実践を深め、基礎的な知識及び技能を習得させることは、子ども達の「生きる力」の基盤を強化するものであり、将来的に、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中、生涯各期において新しい知識や技術・多様な能力を身につけ、様々な分野で大きな役割を担い、地域の活性化に貢献できる人材の育成に大きく寄与するものであると考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

計画的・継続的な反復学習による基礎的な知識及び技能の定着は、一人ひとりの能力を十分に引き出すと共に、創造力や豊かな人間性を育成するための土台づくりの役割を果たすものと考えられる。

今回の総合基礎科における取り組みは、次に掲げる諸目標の実現に大きく寄与するものと捉えている。

- 「基礎的な学習内容が分かる喜び、できる喜び」を日々実感させることを通じ、生徒が意欲を持って登校できる学校づくりを目指す。
- 学習に対する集中力や意欲の向上、基礎学力の向上と定着、さらには自ら学ぶ姿勢の確立を目指す。

- つまづきを克服し、基礎基本の定着を通じ、学習に対する自信を深めさせる。
- 生徒指導上の諸問題は、学力と密接な関係を持っている。この取り組みによって、学習内容の習熟度を高め、基礎基本の定着を進める、学力の向上と合わせ、問題行動の減少を目指す。
- 卒業後の進路保障はもとより、義務教育の目標である自立した個々の「生きる力」の育成を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

義務教育に関しては、教育基本法において「各個人の能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」とある。このような能力を培い、一人の社会人としての責任を自覚し、社会に貢献しうる人材の育成を目指すことが、本取り組みの目指すものである。教育の成果・効果については、その結果はすぐには現れない部分も多い。故に、長期的展望に立った視点と取り組みが必要であり、その結果は10年、20年後に現れると思われる。

本取り組みによって、将来的に社会を担い、地域の発展のために貢献できる人材育成が大いに期待されるものである。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 指導・推進体制の構築

平成18・19年度の中学校においては、立命館大学大学教育開発・支援センター教授 陰山英男氏、大阪樟蔭女子大学講師 小河勝氏の指導を受けながら、市教委の指導主事を中心として、各学校に研究推進委員を設けて、取り組み内容の研究や工夫改善にも取り組んできている。

(2) 室戸市学力向上総合支援事業

平成18年度より室戸市内の小学校を対象とし、学力向上のための主体的な研修活動を支援することにより、市内児童の基礎学力向上の着実な進展を図ってきた。当該事業によって得られる、研修機会や学力向上対策に関する方策については、市内の他校にも還元されるよう、有効活用に努めている。

(3) 室戸市学力向上推進事業

平成20年度より室戸市内の中学校を対象とし、平成18・19年度文部科学省委託事業「新教育システム開発プログラム事業」での2ヶ年にわたる実践の継続を支援することにより、学校教育の授業改善及び家庭教育の生活改善を目指す。各校における反復学習や生徒の生活リズムを整える取り組みについては、定期的に教職員同士の情報交換を行い、より一層効果的なものとなるよう工夫改善を図る。

(別 紙)

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

室戸市内の2中学校（室戸市立佐喜浜中学校・室戸中学校）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成20年4月1日

4 特例事業の内容

①事業主体

室戸市

②事業が行われる区域

室戸市の全域

③事業の実施期間

平成20年4月1日から下記5の(2)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

④事業により実現される行為や整備される施設など

- ・市内中学校における「総合基礎科」の新設

5 特例事業の内容

(1) 取組みの期間等

平成20年4月に事業を開始し、平成22年度までに事業についての評価・見直しを行う。

(2) 学習指導要領の基準によらない部分

- ・中学校において「総合基礎科」の時間を新設する。
- ・「総合基礎科」の指導体制は、教科担任制ではなく、学習内容に関する教科担任の指導に基づいて、「総合的な学習の時間」と同様に校内全教員が参加して指導するものとする。
- ・「総合基礎科」の個人評価については、本取組が生徒の学力の土台強化を目指すものであることから、教科の一つとして評価を実施するのではなく、学習への取組状況に対する所見を文章等により記載する形をとるものとする。
- ・「総合基礎科」の全体評価については、定期的実施する学習到達度調査や、各教科の授業における生徒の変容等をもって、長期的に検証していくものとする。
- ・「総合基礎科」の授業時数は年間70時間とし、「選択教科」及び「総合的な学習の時間」の時間数から、週2時間程度を充てる。
- ・短時間、毎日実施するため、1単位時間を20分程度に刻んで配置する場合もある。
- ・選択教科の数については、各学校の実情に応じて定めるものとする。

ア 第1学年については、選択教科等に充てる授業時数(0～30)を0時間、総合的な学習の時間の授業時数(70～100)を30時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。

イ 第2学年については、選択教科等に充てる授業時数(50～85)を15～50時間、総合的な学習の時間の授業時数(70～105)を35～70時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。

ウ 第3学年については、選択教科等に充てる授業時数(105～165)を70～130時間、総合的な学習の時間の授業時数(70～130)を35～95時間として、計70時間を「総合基礎科」の時間とする。

(3) 計画初年度の教育課程の内容

21世紀を創造していく子どもたちに対して、基礎基本の定着や自ら考え学ぶ能力の育成等、「生きる力」を育むことが求められている。

本取組の「総合基礎科」においては、国語科における漢字や熟語・名文の音読や転写、数学科における百ます計算や基礎計算、英語科における単語及び基礎構文の音読・ヒアリング・筆記等といった「読み・書き・計算」の徹底反復を行い、これらを通して基礎的な知識及び技能の定着のみならず、脳機能を活性化させ、集中力を養い、学習意欲の向上を図る。これは、従来の「積み上げていく学習過程」に並行して、習熟を図る「振り返る学習過程」を設けるものであり、生徒の習熟度に応じた内容を実施していく。

また、教員の配置については、前述の通り、学習内容に関する教科担任の指導に基づいて校内全教員が参加して指導していくものとする。

・教育課程の編成

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科等に充てる	総合的な学習の時間	総合基礎科	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語							
第1学年	現行	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0 ～ 30	70 ～ 100	0	980
	特例措置後	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	0	30	70	980
第2学年	現行	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	50 ～ 85	70 ～ 105	0	980
	特例措置後	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	15 ～ 50	35 ～ 70	70	980
第3学年	現行	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	105 ～ 165	70 ～ 130	0	980
	特例措置後	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	70 ～ 130	35 ～ 95	70	980

(4) 児童・生徒への配慮

「総合基礎科」の取組みによる「読み書き計算」の徹底反復は、学力の定着や集中力の向上等の効果を生むものと考えられ、この取組みを通じて、生徒たちが得る自信は、他教科への波及効果も大きいものがあると考えられる。よって、総体的に、より高い到達点まで、学校教育の質を向上させることにつながるものと確信する。また、この取組みは、内容自体はシンプルであるが故に、比較的短時間で慣れることが容易であり、また全ての生徒に日々達成感を感じさせることができる取組みでもある。そのことは転入する生徒についても同様であり、必要に応じた教職員の個別指導についても十分に行っていくものである。

「総合基礎科」の新設に伴う時数確保のため、総合的な学習の時間・選択教科等特色のある教育活動を削減することとなるが、指導時期や指導方法の工夫改善等により、学習指導要領に定める目標を削減後も十分達成できるものと考えている。

(5) 学校教育法等の目標との関係（憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校の目標を踏まえたとする根拠）

学校は、生徒たちにとって夢や希望を語れる場でなければならない。しかしながら、学習内容のつまずきの蓄積は、授業に対する意欲の低下や自ら学ぶ意欲の低下を招いている。また、生徒指導上の諸問題を増幅させる要因にもなっている。したがって、生徒たちが、継続的に取り組むこのモジュール授業によって得られる基礎的な知識及び技能や自信は、今後の人格形成にも、大きく影響するものと思われる。

本市におけるこの取組みは、学校教育法に定められる「小・中学校における教育は、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならないものとする。」及び教育基本法に定められる「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者としての自覚や資質を養うことを目的として行われるものとする。」という理念の具現化に適した教育手法のひとつであるとする。